

音声指導と英語帝国主義のイデオロギー (1)

川 又 正 之

1. はじめに

川又のこれまでの一連の研究(川又2005 他)においては、日本の中学校、高等学校の文部科学省検定済英語教科書や歴代の学習指導要領を、言語とイデオロギーの観点から分析し、問題点の指摘と改善への提言を行った。

今回は、特に中学校、高等学校の英語教育における「音声指導」に焦点をあて、音声指導における「英語帝国主義」のイデオロギーの問題について、次稿とあわせて二回にわたって考察を試みることにする。現在の音声指導の問題点を英語学的、音声学的な視点から分析するというよりも、むしろ社会言語学的、言語思想的な観点から批判的に検討することになるう。

二回にわたる拙稿の最終的な目的は、今後の音声指導のあるべき方向性について、「英語国際語論」⁽¹⁾を踏まえつつ、かつ、「英語帝国主義論」⁽²⁾の精査にも耐え得る具体的な試論を提示することである。また、試論を踏まえた、いわゆる「日本式英語」の確立の可能性についても言及したい。

第一部となる本稿では、主に学習指導要領における変種の取扱いを取り上げ、考察を試みることにする。

2. 学習指導要領における変種の取扱い⁽³⁾

まず、学習指導要領において、英語の変種がどのように記述されてきたのかを歴史的な流れを追って見ていくことにする。なお、学習指導要領に基づいて作成され、中学校、高等学校で使用されている実際の検定済教科書とその付属音声教材における変種の取扱いについては、川又(1998a, 1999a, 2000a, 2001a)を参照されたい。

(1) 戦後初期の学習指導要領

1947(昭和22)年3月発行の「学習指導要領・英語編(試案)」においては、「附録」の箇所で「イギリスの音とアメリカの音との相違点に注意し、アメリカの発音に習熟されたい。」(p. 25)と述べられており、米音重視の姿勢が打ち出されている。また、英音と米音の違いについても、かな

りの量の説明がなされている。

1952（昭和27）年3月発行の「中学校高等学校学習指導要領・外国語科 英語編（試案）」は、英語と日本語の両方で書かれ、合計3巻、759頁にもおよぶ膨大なものである。1947年版と同様、英音と米音の違いについても、以下のような説明がなされている。（カッコは川又による。）

“ (As a corollary of the above considerations,) it is desirable for Japanese students to learn the type of speech used by educated people of either England or America, disregarding what is called the ‘sub-standard’ type of speech.” (p. 65)

教養ある人々によって使用されるイギリス英語かアメリカ英語を学ぶのが望ましい、としている。

1955（昭和30）年12月発行の「高等学校学習指導要領・外国語科編」においては、以下のように述べられている。

「英語の発音は、一般に英国式の発音と米国式の発音とに区別されているが、発音の学習指導にあたっては、英国式の発音であろうと、また、米国式の発音であろうと、標準的な発音を指導する。」(p. 11)

この1955年版までは文部省「発行」の形式であったが、これ以降の版からは正式に文部省「告示」という形となる。以下、中学校と高等学校の場合に分けて関連する記述を示すことにする。

（2）中学校の学習指導要領

変種については、中学校の学習指導要領では「言語材料」の「音声」の項で言及されている。以下、表にして記述をまとめる。

中学校学習指導要領における変種の記述

版	内 容
1958（昭和33）年告示版	発音については、現代のイギリスまたはアメリカの標準的な発音によるものとする。
1969（昭和44）年告示版	現代のイギリスまたはアメリカの標準的な発音
1977（昭和52）年告示版	現代の標準的な発音
1989（平成元）年告示版	現代の標準的な発音
1998（平成10）年告示版	現代の標準的な発音
2008（平成20）年告示版	現代の標準的な発音

1958年および1969年告示版においては、「現代のイギリスまたはアメリカの標準的な発音」と指導すべき変種の地域の限定がなされており、しかもイギリス英語について最初に言及されているのが注意を引く。これは、第二次世界大戦以前の日本の英語教育が、イギリス英語主体によるものであったことを示している。ところが1977年版以降は「イギリスまたはアメリカの」の部分が消え、単に「現代の標準的な発音」とのみ記されるようになった。現行（2008年告示版）の「解説」の箇所では、以下のように述べられている。

「現在、英語は世界中で広く使用され、その使われ方も様々であり、発音や用法など多様性に富んだ言語である。その多様性に富んだ現代の英語の発音の中で、特定の地域やグループの人々の発音に偏ったり、口語的過ぎたりしない、いわゆる標準的な発音を指導するものとする。」(p. 31)

「特定の地域やグループの人々の発音」についての具体的な言及はなされていないが、「特定の地域」についてはインド英語やフィリピン英語等の第二言語としての英語、「(特定の) グループ」については、(母語としての英語ではあっても) Cockney English や Black English 等を示しているものと思われる。「口語的過ぎたり (しない)」というのは、“wanna” や “gonna” のような発音は、教育的な見地から教えない、と考えられよう。英語の多様性について一定の理解は示しつつも、結局のところは英米人の母語話者を前提としたRP (Received Pronunciation)⁽⁴⁾ やGA (General American)⁽⁵⁾ 指向のものであり、歴代の指導要領の姿勢を踏襲したものとなっている。

しかしながら、同じ文部省から発行されている『中学校外国語指導資料 英語を聞くことの指導』では、以下のような記述も見られる。(カッコ内は川又による。)

「... AET (=Assistant English Teacher) は英語を母国語とするネイティブ・スピーカーであるが、AET の話す英語は国によって、また、同じ国でも、出身の州や地域によって少しずつ異なる場合もあり、AET の英語は多様である。...国際社会におけるコミュニケーションの力を培うには、このような多様な英語に慣れることが必要であり、その意味において、AET がそれぞれの出身国や地域によって多少異なる英語を話すのは、生徒にとって望ましいと言える。...いろいろな人の英語を進んで聞き、本当

の聞いて理解する力を培うよう指導しなければならない。」(p. 33)

英語の母語話者である AET (現在は ALT) については、(母語としての英語の範囲内ではあっても) その「多様性」を容認していこうという姿勢が感じられる。学習指導要領の本体では標準性が重視されているのに対し、指導資料では多様性を容認する方向性が打ち出されているのは、興味深い対比点であろう。

この背景には、現在の ALT (Assistant Language Teacher) 制度の前身にあたる MEF (Monbusho English Fellows) や BETS (British English Teachers) の制度がまず1977 (昭和52) 年から導入され、さらに1987 (昭和62) 年には、それらを統合、発展させた JET Program (Japan Exchange and Teaching Program) が発足したことがあげられよう。

MEF はアメリカ出身者のみ、BETSはイギリス出身者のみであったが、JET Program ではオーストラリアとニュージーランドが加わり、さらに1988 (昭和63) 年にはカナダ、1989 (平成元) 年にはアイルランドが加わった。2013 (平成25) 年度のJET Program の参加者数と出身国は、アメリカ2,268名、カナダ467名、イギリス375名、オーストラリア278名、ニュージーランド241名、その他371名の合計4,000名となっている。⁽⁶⁾

中学校、高等学校の現場においては、外国語指導主事助手制度の導入によりさまざまな国や地域出身の外国人教員を受け入れる状況となったため、指導要領の RP や GA を基準とする方針とは関わりなく、現実として多様化がなされた、というのが実態に近いように思われる。先に引用した『中学校外国語指導資料 英語を聞くことの指導』の発行は1991 (平成3) 年であるが、文部 (科学) 省としては、この資料によって「標準性」を保持した学習指導要領本体の内容を補足し、現実の多様化とのバランスを図ろうとしたのではなかろうか。

(3) 高等学校の学習指導要領

高等学校学習指導要領外国語科 (英語) における変種の取扱いを、中学校の場合と同じように歴史的な変遷を辿りながら見ていくことにする。なお、科目ごとに言語材料の指定がなされている場合は、科目ごとに分けて示すことにする。

①1960（昭和35）年告示版

科目	内容
英語 A	(2) 読むこと (ア) 言語材料は、現代の標準的な英語とする。
英語 B	(2) 読むこと (ア) 言語材料は、現代の標準的な英語を扱うことを原則とする。

（※この版では、「読むこと」においてのみ上記の記述があるだけで、「聞くこと、話すこと」においては変種について何も触れられていない。）

②1970（昭和45）年告示版

科目	内容
初級英語	2 内容 ア 音声 (ア) 現代のイギリスまたはアメリカの標準的な発音。 3 内容の取り扱い (3) なお、語のつづりは、イギリス式またはアメリカ式に統一して指導するものとする。
英語 A 英語 B 英語会話	2 内容 (2) なお、言語材料は、現代の標準的な英語によるものとする。

③1978（昭和53）年告示版

科目	内容
英語 I 英語 II 英語 II A 英語 II B 英語 II C	2 内容 (2) なお、言語材料は、現代の標準的な英語によるものとする。

④1989（平成元）年告示版

科目	内容
英語 I 英語 II オーラル・コミュニケーションA、同B、同C、リーディング、ライティング	2 内容 (2) なお、言語材料は、現代の標準的な英語によるものとする。

⑤1999（平成11）年告示版

科 目	内 容
オーラル・コミュニケーションⅠ オーラル・コミュニケーションⅡ	2 内容 (3) 言語材料 (ア) 言語材料は、原則として現代の標準的な英語によること。 ただし、様々な英語が国際的に広くコミュニケーションの手段として使われている実態にも配慮すること。
英語Ⅰ 英語Ⅱ リーディング ライティング	2 内容 (3) 言語材料 (ア) 言語材料は、現代の標準的な英語によること。

⑥2009（平成21）年告示版

科 目	内 容
コミュニケーション英語基礎、同Ⅰ、同Ⅱ、同Ⅲ、英語表現Ⅰ、同Ⅱ、英語会話	3 2に示す言語材料を用いるに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ア 現代の標準的な英語によること。ただし、様々な英語が国際的に広くコミュニケーションの手段として使われている実態にも配慮すること。

1960年告示版から1989年告示版まで流れを見ると、1970年告示版の「初級英語」においてのみ、「現代のイギリスまたはアメリカの標準的な発音」と変種の地域が明記されている。また、この版では「つづり」についても言及されており、「イギリス式またはアメリカ式に統一して指導するものとする。」としている。これはきわめて珍しい記述である。それ以外の版においては、変種については言語材料の項で、「現代の標準的な英語」という表記で統一されている。

この「現代の標準的な英語」の内容に関しては、たとえば1989年告示版では以下のように述べられている。

『現代の英語』とは、現在広く国際的に通用している英語を指している。時代を重ね、現代では既に一般に通用しなくなっているものは言語活動には望ましくない。また、『標準的な英語』とは、広くコミュニケーションを図るための国際的に通用する英語を意味し、ある地域の方言に偏ったり、特定の分野に属する人たちのみを用いるような一般性のない英語ではふさわしくないという意味である。これらのことは、発音、語句、文法、表現、文体など、英語の様々な点について十分に考慮することが望まれる。」(p. 26)

中学校の学習指導要領本体の場合と同じように、結局のところは英米人の母語話者を前提としたRPやGA 指向のものであることがわかる。ただ、中学校の場合、「発音」における標準性のみが意識されているのに対し、高校では「語句、文法、表現、文体」に至るまで言及されている点は興味深い。

指導要領を補足する『高等学校外国語指導資料 英語を聞くこと及び話すことの指導』には、以下のような記述が見られる。(下線は川又による。)

「聞くことの指導の到達目標は、自然な場面で、自然な口調で話された母語話者の発話が理解できるようになることである。」(pp. 61-62)

あくまでも母語話者の英語が学習対象であって、非母語話者の英語は含まれていないことがわかる。『中学校外国語指導資料 英語を聞くことの指導』においては、学習指導要領本体とは異なり、(母語としての英語の範囲内ではあっても) その多様性を容認していこうという姿勢も示されていたのであるが、高校の方では、指導資料においても標準性を重視する方針が保持されていたと言える。

高校の学習指導要領本体に大きな変化が見られるようになるのは、1999年告示版からである。この版では、「ただし、様々な英語が国際的に広くコミュニケーションの手段として使われている実態にも配慮すること。」と、変種の多様性を容認する方向性が始めて打ち出されている。これについては、「解説」に以下の説明がある。

『現代の標準的な英語』とは、現在国際的に広く日常的なコミュニケーションの手段として通用している英語を意味しており、特定の地域や集団においてしか通用しない方言などに偏らない英語のことである。ただし、それらの英語はそれぞれに標準的ではあるが、同一であるわけではなく、様々な面、とりわけ発音や語彙の面で、多様な違いを含んでいる。特に、『オーラル・コミュニケーションⅠ』では、様々な英語の音声に触れる可能性が高いと考えられるため、『様々な英語が国際的に広くコミュニケーションの手段として使われている実態にも配慮すること。』となっているのである。生徒には、様々な英語があり、それらが国際的に広くコミュニケーションの手段として使われていることに気付かせることによって、それら様々な種類の英語に対して偏見を持つことのないように指導することが大切である。ただし、このことは、多様な英語を生徒の学習のモデルと

して提示することを求めているものではない。」(pp. 27-28)

「特定の地域や集団においてしか通用しない方言などに偏らない英語」というのは、これまでの指導要領の記述を踏襲するものであるが、「現代の標準的な英語」について、「それぞれに標準的」としているのは、これまでにはない大きな変化であろう。この記述には、従来、RP や GA のみに限定的に付与されていた「標準性」について、それ以外の変種についても容認していこうとする姿勢が感じられる。容認の範囲が、英語を母語として使用している人々の範囲内であるのか、または第二言語、あるいは異言語(外国語)として使用および学習している人々を含むのかは定かではないが、多様性に対してそれを肯定的に捉えようとしていることは評価できよう。

また、「様々な種類の英語に対して偏見を持つことのないように指導することが大切である。」と、教授者の心的態度についてまで踏み込んだ記述がなされたのも、学習指導要領の歴史において初めてのことである。英語を教える教員自身もまた、さまざまな変種に対してそれらを認め受け入れる意識を持つことが求められていることになる。生徒に提示する実際の学習のモデルについては抑制された記述となっているが、アメリカ英語やイギリス英語以外の変種を取り上げること否定したものではない点に注目したい。

なお、現行版(2009年告示版)においても、学習指導要領本体の記述はほとんどそのまま受け継がれているが、「解説」の記述が1999年告示版よりもかなり量的に縮小し、内容的にもやや後退したように感じられるのは残念である。

(4) 学習指導要領における変種の取扱いーまとめ

これまで、中学校および高等学校の学習指導要領における英語の変種の取扱いについて、歴史的な変遷を概観してきた。中学校の場合、指導要領本体においては基本的には標準性を重視しながら、それを補足する外国語指導資料においては、(母語話者の範囲内ではあるが)多様性をある程度容認する方向性が打ち出されていることがわかった。高等学校の場合、1999年告示版以前の版においては、指導要領本体および指導資料のいずれにおいても母語話者、特にRP やGAを中心とする標準英語話者を前提とした記述であったが、1999年告示版において、はじめて非母語話者の英語を含む多様な英語を容認する方針が明文化された。2009年告示版では内容的にやや後退した感があるが、全体としては中学、高校とも、標準性

を基本としながらも多様性を容認する方向に変化しつつあると言ってよいだろう。ただ、この流れが継続されていくことになるかどうかについては不確定であり、今後も注視していく必要がある。

3. 変種の標準性と多様性—学習指導要領が示すべき指針とは

これまでの学習指導要領においては、アメリカ英語とイギリス英語、特にGA やRPといった英語母語話者の変種が、いわゆる「標準英語 (Standard English)」、すなわち教育のモデルとして考えられてきたことは先に述べた。また、1999年告示版においては、はじめて非母語話者の英語を含む多様な英語を容認する方針が明文化されたことも取り上げた。

英語のモデルについて Prator (1968) は以下のように述べている。

“... the heretical tenet I feel must take exception to is the idea that it is best, in a country where English is not spoken natively but is widely used as a medium of instruction, to set up the local variety of English as the ultimate model to be imitated by those learning the language.” (p. 459)

英語のモデルは英米の母語話者を規範にすべきであり、英語が第二言語として使われているような場合であっても、現地の英語は認めない、という立場である。これは「標準性」を堅持する考え方とも言えよう。

それに対し Kachru (1979) は以下のように主張している。

“It is obvious that in the Third World Countries the choice of functions and models of English has to be determined on a pragmatic basis, keeping in view the local conditions and needs. It will, therefore, be appropriate that the native speakers of English abandon the attitude of linguistic chauvinism and replace it with an attitude of linguistic tolerance. The strength of the English language is in presenting the Americanness in its American variety, and the Englishness in its British variety. Let us therefore, appreciate and encourage the Third World varieties of English too.” (pp. 8-9)

英語のモデルはそれを使用する現地の人々の必要性や、その地域で英語の果たしている役割によって決められるべきであり、英米の母語話者による基準を押し付けるのではなく、現地の人々の変種をきちんと認めるべきであると述べている。これは「多様性」を積極的に容認していこうとする

立場であると考えてよいだろう。以下、この両者の主張を英語帝国主義のイデオロギーの観点から検討していく。

川又（1998b）は、「英語帝国主義」を以下のように定義している。

「英語を何の疑いもなく人類の『普遍語』としてとらえ、英語の非母語話者に、意識的あるいは無意識的に、英語の使用および英語文化への同化を強制するイデオロギー」（p. 3）

Prator の考え方は、「英語を使用する際は英米の母語話者のように」というもので、「標準性」の基準をあくまで英米の母語話者におくものであり、きわめて英語帝国主義的な考え方と指摘できよう。これは田中（1993, p.43）の言う「一方の話者だけに、言語能力のあらゆる側面を全面的に要求する不平等条約の言語版」とも重なるものである。

しかしながら学習指導要領の本体は、英米の母語話者を到達目標とするこの考え方が強い前提となっており、現行版も基本的には標準性を堅持する記述となっている。

鈴木（1999）は、日本人の英語教員の一般的な意識について以下のように述べている。

「ただ問題なのは、この人たちは英米の英語こそが本当の正しい英語で、それが旧植民地などでは崩れた形で用いられていると考えていることです。世界にはいろいろな英語（Englishes）が存在することは認めても、そこに英米の英語を頂点とする、一種の上下感覚にもとづく序列を持ちこんで、価値や美しさの点では優劣があるという受け止め方をしているのです。」（p. 58）

このような英語教員の意識もまた、英米の母語話者を最終的な到達目標とする歴代の学習指導要領が作り出してきた負の側面と言ってよいのではなかろうか。教える教員自身が「アングロ・サクソン崇拜主義」を脱し、意識の「自己植民地化」⁽⁷⁾を改革しなければ、教わる生徒たちの状況はいつまでも変わらないことになる。

ただ、1999年の告示版には、特にその「解説」の項で、Kachru の主張を踏まえたと思われる多様性容認の方向も打ち出された。その背景には、英語を英語民族の「占有物」としてではなく、人類の「共通言語」としてとらえ、さまざまな種類の英語を正当なものとして評価しようとする姿勢

が感じられる。英語の役割が英米人の母語から、むしろ世界のさまざまな民族間や地域においてコミュニケーションの手段として広範囲に使用されるようになった現在、学習指導要領に求められるのは、従来の厳格な母語話者規範主義ではなく、現実に即した新しい方針を積極的に提示し、それを教育の現場に普及せしめることではないだろうか。このことについては、さらに掘り下げて次稿であらためて取り上げたい。

しかしながら一方で津田（1990）は、このような国際英語論の「脱」英米文化志向を評価しつつも、あまりにも「現状肯定的な発想」であることを批判し、「ある特定の民族語（つまり、英語）を果たして国際共通語（あるいは国際補助語）にしていいいのかどうか」（p. 68）という本質的な問題点が見落とされている、としている。また、言語は単なるコミュニケーションの手段ではなく、政治、権力、イデオロギーとも直結しており、「ある民族語が国際語として認定されることは、コミュニケーションの不平等を生み出すばかりか、国際政治、経済、文化に差別構造をもたらす大問題なのである。」（p. 69）とも指摘している。

こういった津田の批判に答えるものとして、川又（2014）では、英語以外の異言語教育について具体的な提案を行っている。また、川又（2013, p. 170）では、英語国際語論と英語帝国主義論の両者を踏まえた上で、英語教育を含む異言語教育について以下の三つの視点を提示している。以下、それを再掲する。

- (1) 国際語としての英語の持つ「危険性」を十分に意識しながら、それぞれの母語や文化を認め尊重し合い、対等で公平な相互コミュニケーションの環境を協力して作り上げていく。
- (2) 言語を単なるコミュニケーションの道具としてではなく、民族のアイデンティティや思想の根幹をなすものにとらえる意識を持つ。
- (3) 教育の究極の目的は人間形成・人格形成にあり、異言語教育も、当然、その目的に則して行わなければならないことを再認識する。

次稿では、上記の視点を踏まえた具体的な音声指導の在り方と、日本英語の体系化の可能性について取り上げたい。

注

- (1) 英語を世界の諸民族の共通言語としてとらえ、それぞれの民族の使用する英語の変種を積極的に認め受け入れていこうとする考え方。詳しくは川又（2013, pp. 157-160）等を参照。
- (2) 英語が国際語として使用されることによって引き起こされる言語差別や支配について批判的に検証し、より対等で平等なコミュニケーションの在り方をめざす学説。詳しくは川又（2013, pp. 160-163）等を参照。
- (3) 本節の記述は、川又（2002, pp. 179-186）に大幅な加筆修正を施したものである。
- (4) RP (Received Pronunciation) とは、英国ロンドンを中心とした地域の教養ある人の話す英語のことで、ラジオやテレビの放送にも用いられる変種である。ただし、Trudgill and Hannah（1994, p. 4）によれば、イングランドで RP を母語として実際に使用する人は3%から5%に過ぎないことが指摘されている。
- (5) 米国では、英国に見られるような全国的な標準発音というものはなく、「東部型 (Eastern)」、「中西部型 (Midwestern)」、「南部型 (Southern)」の大きく三つに分けられる。そのうち、「中西部型 (Midwestern)」は面積にして米国本土の4分の3、人口にして3分の2を占め、代表的な米国発音とされていて、GA (General American) と呼ばれる。
- (6) 文部科学省 (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/102/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2014/06/30/1348956_02.pdf) のデータによる。(2014年11月27日)
- (7) 津田(2003, p. 165) は、「言葉を使うに当たって、英語という権力語に傾倒・同一化し、母語・自文化を軽視する意識・態度・行動等」と定義している。

引用・参考文献

- 川又正之 1998a. 「非母語話者の英語－中学校英語教科書における『変種』の取扱いについて」『外国語教育論集』第20号, pp. 39-47. 筑波大学外国語センター
- 川又正之 1998b. 「多言語・多文化主義をめざして」関東甲信越英語教育学会『ニューズレター』pp. 3-4. 関東甲信越英語教育学会
- 川又正之 1999a. 「非母語話者の英語(2)－高等学校『オーラル・コミュニケーションA』の教科書における『変種』の取扱いについて」『外国語教育論集』第21号, pp. 49-80. 筑波大学外国語センター
- 川又正之 1999b. 「『民族語』から『族際補助語』としての英語へ－新しい英語の役割と日本の英語教育」カリタス女子短期大学紀要『CARITAS』第33号, pp. 70-80. カリタス女子短期大学
- 川又正之 2000a. 「非母語話者の英語(3)－高等学校『オーラル・コミュニケーションB』の教科書における『変種』の取扱いについて」『外国語教育論集』第22号, pp. 17-46. 筑波大学外国語センター
- 川又正之 2000b. 「言語とイデオロギー：英語帝国主義を考える」関東甲信越英語教育学会『ニューズレター』pp. 5-6. 関東甲信越英語教育学会
- 川又正之 2001a. 「非母語話者の英語(4)－ESL/EFL教材における『変種』の取扱いについて」『外国語教育論集』第23号, pp. 95-119. 筑波大学外国語センター

- 川又正之 2001b. 「学習指導要領における英語の変種への取扱いの変遷について」『人文学部研究紀要』第14号, pp. 128-140. いわき明星大学
- 川又正之 2001c. 「私の授業実践－“Teaching English or Englishes?”」外国語教育メディア学会『LET 関東支部だより』p. 3 外国語教育メディア学会関東支部
- 川又正之 2002a. 「どのような英語を教えるか－『規範性』と『変種』の問題について」『外国語教育論集』第24号, pp. 177-203. 筑波大学外国語センター
- 川又正之 2002b. 「検定済教科書に見られる『英語帝国主義』のイデオロギー」『人文学部研究紀要』第15号, pp. 23-31. いわき明星大学
- 川又正之 2003. 「英語とはどんな言語なのか－その『光』と『陰』を考える」『いわき民報』7月18日 心の時代と科学欄
- 川又正之 2005. 「中学校英語教科書と英語帝国主義のイデオロギー」『外国語教育論集』第27号, pp. 39-47. 筑波大学外国語センター
- 川又正之 2006. 「高等学校『オーラル・コミュニケーションⅠ』の教科書と英語帝国主義のイデオロギー」『外国語教育論集』第28号, pp. 107-120. 筑波大学外国語センター
- 川又正之 2008. 「日本の英語教育における英語帝国主義のイデオロギー(1)－『学習指導要領』」『外国語教育論集』第30号, pp. 61-73. 筑波大学外国語センター
- 川又正之 2009. 「日本の英語教育における英語帝国主義のイデオロギー(2)－『国際語としての英語教育』」『外国語教育論集』第31号, pp. 101-112. 筑波大学外国語センター
- 川又正之 2010. 「日本の教育課程における英語以外の異言語の位置づけとその問題点－歴史的な観点を踏まえて」『外国語教育論集』第32号, pp. 105-123. 筑波大学外国語センター
- 川又正之 2013. 「中学校英語教科書の比較と分析－『英語帝国主義論』の観点から」『敬和学園大学研究紀要』第22号, pp. 157-172. 敬和学園大学人文学部
- 川又正之 2014. 「日本の異言語教育政策を考える(2)－中等教育における英語以外の異言語教育について」『敬和学園大学研究紀要』第23号, pp. 55-71. 敬和学園大学人文学部
- 国立国語研究所内戦後教育改革資料研究会(編) 1980a. 『文部省学習指導要領19外国語科編(1)』日本図書センター
- 国立国語研究所内戦後教育改革資料研究会(編) 1980b. 『文部省学習指導要領 20外国語科編(2)』日本図書センター
- 鈴木孝夫 1971. 「EnglishからEnglicへ」『英語教育』1月号, pp. 4-5. 大修館書店
- 鈴木孝夫 1975. 『閉ざされた言語・日本語の世界』新潮選書
- 鈴木孝夫 1999. 『日本人はなぜ英語ができないか』岩波新書
- 田中克彦 1993. 『国家語をこえて』ちくま学芸文庫
- 津田幸男 1990. 『英語支配の構造』第三書館
- 津田幸男(編著) 1993. 『英語支配への異論』第三書館
- 津田幸男 2000. 『英語下手のすすめ』KKベストセラーズ
- 津田幸男・関根久雄(編) 2002. 『グローバル・コミュニケーション論－対立から対話へ』ナカニシヤ出版
- 津田幸男 2003. 『英語支配とは何か－私の国際言語政策論』明石書店
- 津田幸男 2005. 『言語・情報・文化の英語支配』明石書店
- 津田幸男 2006. 『英語支配とことばの平等』慶應義塾大学出版会

- 中村敬 1989. 『英語はどんな言語か』 三省堂
- 中村敬 1993. 『外国語教育とイデオロギー』 近代文藝社
- 中村敬 1997. 「私が反・英語帝国主義論者になるまで」『現代英語教育』 8月号, pp. 20-24. 研究社出版
- 中村敬 2004. 『なぜ、「英語」が問題なのか－英語の政治・社会論』 三元社
- 文部省 1991. 『中学校外国語指導資料 英語を聞くことの指導』 開隆堂出版
- 文部省 1993. 『高等学校外国語指導資料 英語を聞くことおよび話すことの指導』 学校図書
- 文部省 1999a. 『中学校学習指導要領解説 外国語編』 東京書籍
- 文部省 1999b. 『高等学校学習指導要領解説 外国語編・英語編』 開隆堂出版
- 文部科学省 2008. 『中学校学習指導要領解説 外国語編』 開隆堂出版
- 文部科学省 2010. 『高等学校学習指導要領解説 外国語編・英語編』 開隆堂出版
- Kachru, B.B. 1979. "Models of English for the Third World: White man's linguistic burden or language pragmatics?" In Richards, J.C.(ed.), *New Varieties of English: Issues and Approaches*, pp. 8 - 9 . Singapore: SEAMEO Regional Language Center.
- Phillipson, R. 1992. *Linguistic Imperialism*. Oxford: Oxford University Press.
- Prator, C. 1968. "The British Heresy in TESL." In Fishmen et al. (eds.), *Language Problems in Developing Nations*, pp. 459-476. New York: John Wiley and Sons, Inc.
- Smith, L.F. 1983. "English as an International Auxiliary Language." In Smith L.F.(ed.), *Readings in English as an International Language*, pp. 1 - 5 . Oxford: Pergamon Press.
- Smith, L.F. (ed.) 1983. *Readings in English as an International Language*. Oxford: Pergamon Press.
- Trudgill, P. and J. Hannah. 1994. *International English (Third Edition)*. London: Edward Arnold.